

平成23年6月15日

債権者の皆様へ

破産者 株式会社エフオーアイ  
破産管財人 弁護士 松田耕治

## 第2回債権者集会に関するご報告

### 1 債権者集会出席者への配布資料について

債権者集会に出席した債権者に配布した資料「第2回債権者集会における破産管財人の報告書（要旨）」をFOIのウェブサイトに掲載いたしました。同報告書にも記載しておりますとおり、中間配当における配当率は8%、配当金振込実施日は平成23年6月30日（木）です。

### 2 氏名または住所等の変更届出について

「配当通知」など、当職から債権者の皆様へ郵送する重要書類を確実にお届けするため、破産債権届出書に記載した氏名や住所（通知場所）等に変更が生じた場合には、「変更届出書」を当職までご提出ください。「変更届出書」はFOIのウェブサイトに掲載しております。

中間配当手続において変更証明書（住民票や運転免許証のコピー等）を提出済みの方は、別途「変更届出書」を提出する必要はございません。

### 3 第3回債権者集会の日時および場所について

平成23年12月14日（水）午前10時

債権者等集会場1（家簡裁合同庁舎5階） 第1回債権者集会と同じ場所です。

※債権者集会への出席は任意であり、破産手続上、欠席したことにより債権者に不利益は生じません。

以上